

総 括 調 査 票

調査事案名	(8) 外務省における交流・招へい関係事業			調査対象 予 算 額	令和5年度：2,193百万円 (参考 令和6年度：2,756百万円)		
府省名	外務省	会計	一般会計	項	広報文化交流及報道対策費ほか	調査主体	本省
組織	外務本省ほか			目	経済協力国際機関等拠出金ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

外務省では、我が国の社会・経済・文化・対外政策等に関する理解を高め、ひいては我が国外交政策の円滑化や中長期的な親日派・知日派の育成・確保を図ることを目的として、諸外国・地域の政治決定や世論形成に影響力のある又は影響を与えうる者を我が国に招へいするなど、各種の交流・招へい事業を行っている。これら交流・招へい事業には、地域担当部局で独自に実施するものだけでなく、国際機関への拠出金等により部局横断的に実施するものもあり、令和5年度に実施された事業、その予算額及び交流・招へいの参加人数（実績）は【表1】のとおりである。今回の調査では、【表1】記載の30事業について、予算の効率的・効果的な執行状況を確認する観点から、

- ✓ 事業の効果検証に資するような①目標設定が行われているか
 - ✓ 事業の効果を長期にわたり発現させることに資する②フォローアップが行われているか
 - ✓ オンラインツールの効率的な活用など、③コロナ禍を踏まえた事業内容の改善が行われているか
- の3つの視点について調査を行った。

【表1】令和5年度に実施された外務省における交流・招へい関係事業（今回の予算執行調査対象）（合計予算額：2,193百万円、合計参加人数：9,204人）

事業名	予算額（百万円）	参加人数	事業名	予算額（百万円）	参加人数
① 内外発信のための多層的ネットワーク構築	145	40	⑩ 次世代日系人指導者会議	9	7
② 閣僚級及び戦略的実務者招へい	205	119	⑪ 中南米日系人を通じた対外発信強化	8	1
③ 草の根平和交流招へい	22	9	⑫ マンスフィールド研修計画（日米行政官交流計画）	28	10
④ 日系人ネットワーク強化招へい	22	15	⑬ 日米交流の促進・相互理解のためのプロジェクト（SEED）	21	297
⑤ 日本特集番組制作支援事業	5	2	⑭ 中東・北アフリカ地域における親日派・知日派発掘のための交流事業	6	6
⑥ 啓発宣伝事業等委託	138	6	⑮ ガザ教員招へい	8	—
⑦ 外国メディア向けプレスツアー	16	33	⑯ 中東における暴力的過激主義対策に関する対話	8	4
⑧ 外国報道関係者招へい	29	14	⑰ イスラム学校教師招聘事業	7	6
⑨ 青少年交流推進のための日本・モンゴル学生フォーラム	6	48	⑱ 国連人権条約体対日理解促進プログラム	4	—
⑩ 中央党校交流	5	—	⑲ アセアン留学生交流等拠出金	54	830
⑪ 中国若手行政官等長期育成事業	302	20	⑳ 親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金	638	4,302
⑫ 日中共通課題理解促進事業	26	—	㉑ 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター拠出金	69	2,000
⑬ 日印IT交流	11	63	㉒ 日韓学術文化青少年交流基金拠出金	60	552
⑭ 北方四島住民との交流事業	197	—	㉓ 日韓産業技術協力共同事業体拠出金（日韓青少年交流キャンプ事業）	13	30
⑮ 日露草の根交流事業	5	475	㉔ ベルリン日独センター分担金	126	315

総 括 調 査 票

調査事案名 (8) 外務省における交流・招へい関係事業

②調査の視点

1. 目標設定について

各交流・招へい関係事業について、効果検証に係る定量的目標が設定されているかを確認する。

2. フォローアップについて

各交流・招へい関係事業について、フォローアップが行われているかを確認する。また、フォローアップの内容について、効果的な内容となっているかを調査する。

3. コロナ禍を踏まえた事業内容の改善について

新型コロナウイルス感染症の流行によって、オンライン化を余儀なくされた交流・招へい関係事業もある中で、コロナ禍を踏まえ、事業内容にどのような工夫を行っているかを調査する。

【調査対象年度】
令和5年度

【調査対象先】
外務省：1先

③調査結果及びその分析

1. 目標設定について

各事業における定量的目標の設定の有無について調査した結果、全30事業のうち、【表2】記載の5事業で、定量的目標を設定していないとの回答があった。さらに、設定された目標の内容を精査したところ、【表3】記載の7事業については、効果検証に係る定量的目標として改善が必要な内容となっていた。

【表2】そもそも定量的目標を設定していない事業

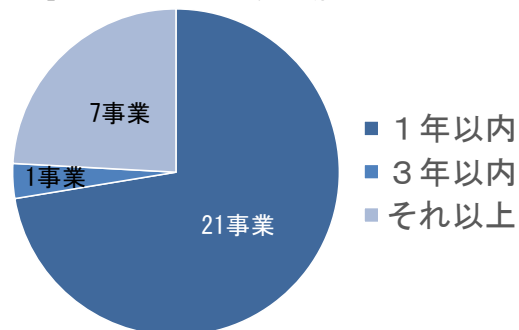
事業名
⑱ マンスフィールド研修計画（日米行政官交流計画）
⑳ 中東・北アフリカ地域における親日派・知日派発掘のための交流事業
㉓ イスラム学校教師招聘事業
㉔ 国連人権条約対日理解促進プログラム
㉓0 ベルリン日独センター分担金

2. フォローアップについて

各事業におけるフォローアップの実施の有無について調査した結果、全30事業のうち、1事業（国連人権条約対日理解促進プログラム）でフォローアップを実施していないとの回答があった。また、フォローアップを実施している29事業について、その実施期間を調査したところ、約7割の21事業が、事業実施後1年以内でフォローアップを終了するとしていた【図1】。

さらに、これら21事業のフォローアップの内容を精査したところ、事業終了直後にアンケート調査等のフォローアップを実施して以降、参加者との接点が失われているといった、フォローアップが十分とはいえない事業が2事業あった【表4】。

【図1】フォローアップの実施期間



【表3】効果検証に係る定量的目標として改善が必要な内容を設定している事業

事業名	目標の内容
事業の実施内容自体が目標となっているもの	
⑤ 日本特集番組制作支援事業	40分以上の番組の制作・放映
⑭ 北方四島住民との交流事業	北方四島交流受入事業の実施回数及び北方四島在住ロシア人の受入人数
㉑ ガザ教員招へい	被招へい者数×生徒数
㉒ 中東における暴力的過激主義対策に関する対話	中東における暴力的過激主義対策に関する対話のラウンドテーブルにおける中東地域からの参加者数
そもそも目標が定量的とは言えないもの	
⑪ 中国若手行政官等長期育成事業	日中両国の友好に寄与するような継続した関係を維持する
⑲ 日米交流の促進・相互理解のためのプロジェクト（SEED）	米国に対する好印象を育み、日米文化の相互理解を深め、将来日米両国の架け橋となり得る人材の育成を図る
事業と目標の関連性が著しく乏しいもの	
㉒9 日韓産業技術協力共同事業体拠出金（日韓青少年交流キャンプ事業）	毎年の日韓両国間の相互投資額の計

【表4】フォローアップが十分とはいえない事業とその内容

事業名	フォローアップの内容
⑭ 北方四島住民との交流事業	各事業終了直後の紙面アンケート調査及びそれを受けた次年度以降の事業内容の検討
⑮ 日露草の根交流事業	事業参加者へのアンケート

総 括 調 査 票

調査事案名 (8) 外務省における交流・招へい関係事業

③調査結果及びその分析

2. フォローアップについて（続き）

他方で、過去の事業参加者との関係を継続させる形のフォローアップを実施している事業【表5】や、オンラインでの同窓会を3年以上の長期にわたって実施している事業（アセアン留学生交流等拠出金）も認められた。交流・招へい関係事業の効果を長期にわたり発現させるには、過去の事業参加者が事業終了後も継続して対外発信等を行うことが効果的であるところ、上記のようなフォローアップは有効な手法であるといえる。

【表5】過去の事業参加者との関係を継続させる形のフォローアップを実施している事業

事業名	フォローアップの内容
④ 日系人ネットワーク強化招へい	アメリカにおいては、米日カウンシル年次総会のタイミングで東京あるいは米国都市において招へい参加者に限定した交流を実施。在米公館において日系人との意見交換等において過去の招へい参加者を招いている他、過去の参加者も現地の日系人の会合を主催し、大使館・総領事館関係者を招待する。カナダにおいては、在外公館における継続的な関係維持。
⑨ 青少年交流推進のための日本・モンゴル学生フォーラム	実施年度の参加者に事後に連絡を取り、そのうちの有志を次年度以降の実行委員会組織に参加させ、次年度以降の行事の企画・運営で共働する。
⑩ ベルリン日独センター分担金	（1）組織内および協力機関とのフォローアップ会合を事業実施直後に開催（2）人的交流事業の参加者に対し事業参加報告書の提出を義務付け（3）人的交流事業の参加者による各種同窓会の実現・運営に協力（4）事業参加者に対し、本人の許可を得た上でニュースレターを定期配信（5）事業参加者に対し、当センターの各種SNSをフォローするよう融通（6）当センターのネットワーキング・イベントに過去の事業参加者を招待

3. コロナ禍を踏まえた事業内容の改善について

全30事業のうちコロナ禍前から事業を実施している27事業について、コロナ禍における対応及びコロナ禍後の事業内容を調査した結果は、【表6】のとおりであり、過半数の15事業がコロナ禍後に対面のみで事業を実施していた。当該15事業のうち、11事業はコロナ禍においてもオンライン実施としていない（対面で実施又は事業を中断した）事業であった一方、4事業はコロナ禍でオンライン実施としていた事業を対面実施に変更していた。

他方、コロナ禍後に一部オンライン化して事業を実施している12事業について、オンライン化によるメリットを問うたところ、事前説明会のオンライン化により、参加者の時間・費用的負担の軽減につながったという回答や、対面による交流に加えて、事前のオンラインでの交流及び事業終了後のオンラインでのフォローアップを実施することにより、より一層効果の高い交流を実現できるようになったという回答があった。

コロナ禍を経てオンラインツールの活用が浸透した状況を踏まえると、コロナ禍中にオンライン化していた事業のみならず、従来オンライン実施を行っていない事業も含め、現在対面実施としている事業について、オンライン化の余地がないか改めて検討すべきである。

その際は、上記の事例も参照しつつ、オンライン化によるメリットや事業参加者の要望も踏まえ、事業内容の効率化のみならず、事業効果を最大限発現させる観点からの検討が重要である。

【表6】コロナ禍における対応とコロナ禍後の事業内容

コロナ禍における対応		コロナ禍後の事業内容	
対面実施	2事業	オンライン化	0事業
		対面実施を継続	2事業
オンライン実施	15事業	（一部）オンライン化を継続	11事業
		対面実施に変更	4事業
事業中断	10事業	（一部）オンライン化して再開	1事業
		対面実施で再開	9事業

④今後の改善点・検討の方向性

外務省における交流・招へい関係事業を全体として一層効果的・効果的なものとしていくため、下記の観点からの改善・検討を不断に行うべきである。

1. 目標設定について

定量的目標を設定していない事業や効果検証に係る定量的目標として改善が必要な内容を設定している事業については、政策の見直しや改善に資するような定量的目標を早急に設定すべきである。

2. フォローアップについて

事業終了後も事業参加者との関係を継続する、フォローアップを長期にわたり実施するなど、事業の効果を長期にわたり発現させることに資するフォローアップの実施を各事業で検討すべきである。

3. コロナ禍を踏まえた事業内容の改善について

従来オンライン実施を行っていない事業も含め、コロナ禍後に対面実施としている事業について、既にオンライン化している事業の事例も参照し、より効果的・効果的な事業とする余地がないか検討すべきである。